

第5章 高齢者施策の基本方針

第1節 青梅市の目指す高齢社会像

高齢化が進む中、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37(2025)年を見据え、できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される「地域包括システム」の構築が求められています。

本市では、「第6次青梅市総合長期計画」において「みんなが元気で健康なまち」「福祉が充実したまち」を基本方向としてまちづくりを進めています。

また、「青梅市地域福祉計画」では、共に生きる社会を実現し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。

第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画では、青梅市総合長期計画や青梅市地域福祉計画と整合性を図りつつ、基本理念として「福祉が充実したまち」の実現を掲げ、国や東京都の動向を加味した4つの高齢社会像（基本目標）を定めました。

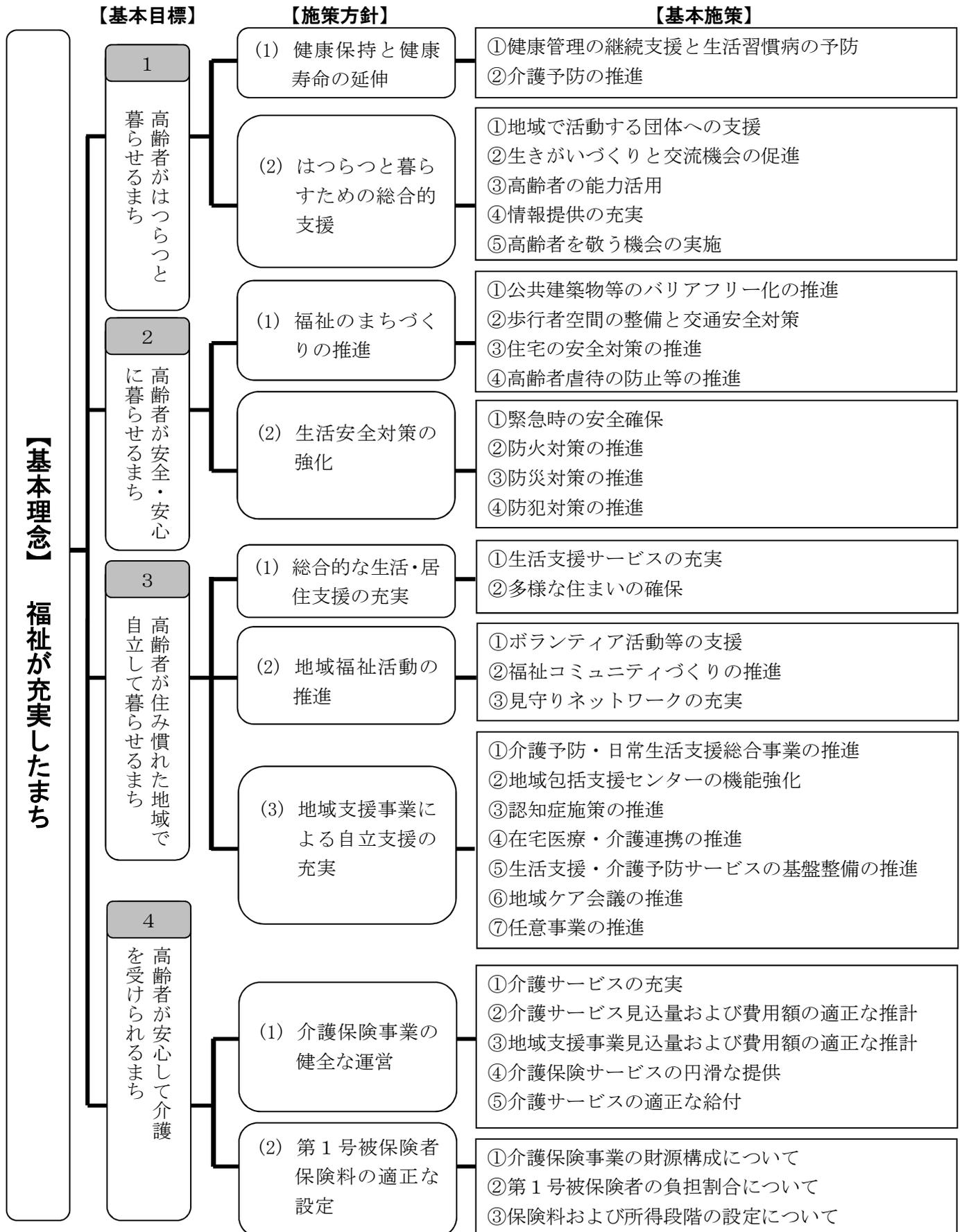
[基本理念]

福祉が充実したまち

基本目標 1	高齢者がはつらつと暮らせるまち
高齢者の生きがいつくりや健康づくりを推進し、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割をもって、はつらつと暮らせるまちの実現を目指します。	
基本目標 2	高齢者が安全・安心に暮らせるまち
高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。	
基本目標 3	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち
介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で、自立して暮らせるまちの実現を目指します。	
基本目標 4	高齢者が安心して介護を受けられるまち
介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。	

第2節 施策の体系

前節の基本目標にもとづいて設定する施策方針と基本施策の体系は以下のとおりとなります。



本計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を併せ、青梅市における高齢者の総合的・基本的計画として、一体的に策定しています。

高齢者保健福祉計画

第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち

- 第1節 健康保持と健康寿命の延伸
- 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援

第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち

- 第1節 福祉のまちづくりの推進
- 第2節 生活安全対策の強化

第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

- 第1節 総合的な生活・居住支援の充実
- 第2節 地域福祉活動の推進
- 第3節 地域支援事業による自立支援の充実

介護保険事業計画

第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

- 第1節 介護保険事業の健全な運営
- 第2節 第1号被保険者保険料の適正な設定